

指定管理者指定申請に係る質問回答書

茨城県土木部都市局下水道課
茨城県流域下水道事務所

令和8年7月6日付公告した霞ヶ浦常南流域下水道指定管理者の指定申請に係る令和8年7月28日までに受け付けた質問に対する回答は、下記のとおりです。
ただし、当該回答はすべてにおいていかなる時においても有効とするのではなく、運用や協定締結等において変更をする場合があります。

No.	質 問 事 項	回 答	備 考
1	霞ヶ浦常南流域下水道指定管理者募集要項 1 施設の概要と管理運営方針等について 2 施設の概要 (3) 処理水量 110,884m ³ /日（日平均）とあるが、標準仕様書の5 流入水量・脱水汚泥量・焼却汚泥量等の実績値及び予測値(1) 流入水量の令和7年度実績値は114,634m ³ /日と記載されています。 どちらが正しいのかご教示ください。	霞ヶ浦常南流域下水道指定管理者募集要項 1 2 (3) 記載の処理水量は、晴天日の日平均処理水量となっております。 別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」5 (1) 記載の令和7年度流入水量は、晴天日以外も含む日平均処理水量となっております。	
2	霞ヶ浦常南流域下水道指定管理者募集要項 8 財産の管理(1) 指定管理者は、指定管理料の範囲内において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができますが、この場合において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができますが、この場合において購入し、又は調達した備品の所有権は県に帰属します。 (3) 指定管理者は、県に帰属する物品で、処分が必要な時は、その都度県に報告するものとする。なお、茨城県流域下水道事業の会計の特例に関する規則第70条については、事前に県の承認を得るものとします。 (4) 指定管理者は財産の管理を、別紙2「霞ヶ浦常南流域下水道事業備品・資産一覧表」により整理するものとします。	県の財務規則上、厳密には、「財産」、「物品」「備品」について財産＞物品＞備品の関係にあります。本募集要項上では、いずれも「霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産一覧表」に記載の備品・資産等を指し、対象範囲に差異はありません。 業務開始時点で指定管理者が管理する備品、物品、財産については、貴見のとおり、別紙2「霞ヶ浦常南流域下水道主要設備一覧」「霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表」に記載の備品、資産となります。 指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要があると認められる範囲で、備品、物品、財産を購入、調達することができます。その範囲は、別紙2「霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表」への記載の有無を問いません。	

	(5) 指定管理者は、県に帰属する物品について、以下省略 ・「備品」、「物品」、「財産」と使い分けていますが、その定義の違いは何でしょうか。 ・指定管理者が管理する備品、物品、財産については、基本協定書（例）第3条（管理物件）に記載のある別紙1霞ヶ浦常南流域下水道主要設備一覧及び別紙2霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表に記載の設備及び備品・資産との解釈でよろしいか。 ・指定管理者は、別紙2霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表に記載の備品等を購入することができるのでしょうか？ ・指定管理者が業務に必要なため購入したOA機器や車両などの物品の所有権については、指定管理者に帰属すると解釈でよろしいか。	指定管理者が指定管理料の範囲内で購入、調達した備品、物品、財産については、種類を問わずその所有権は原則県に帰属します。 なお、指定管理者が自己の負担により購入、調達した備品、物品、財産の所有権は指定管理者に帰属します。	
3	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 3 対象施設 (1) 施設の名称及び所在地・終末処理場（中略）：流入ゲートから樋門を含む放流渠までの全施設（敷地に存する建物、植栽及び道路等を含む）ただし、太陽光発電設備及びその敷地等は除く。と記載があります。 道路等を含むとは、道路の補修舗装等も含むのでしょうか。想定される事象をご教示ください。	小規模修繕の範囲で実施できるような、道路の軽微な補修舗装等も含みます。	
4	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 4 指定管理業務の範囲 (1) 指定管理業務の範囲は、施設の運転操作監視（中略）それらの再細目は、別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」に基づくものとする。と記載があります。 従来の「水質の日常試験業務」を「水質管理業務」という表記に変更されましたが、現在の指定管理で実施している運転管理や水質管理の範囲と捉えてよろしいでしょうか。また、維持管理の対象範囲が従来より広がる、あるいは縮小する等、具体的な業務範囲の違いがあればご教示ください。	貴見のとおり、現在の指定管理で実施している運転管理や水質管理の範囲と相違ありません。 水質管理業務の細目については、募集要項別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」及び別紙7別添1「水質試験等の項目及び頻度」に記載のとおりです。	

5	別紙3「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」 5 指定管理の基準 (2) 及び (3) では、従来の「施設」が「下水道」に変更されています。一方、募集要項「I 施設の概要と管理運営方針等について」では、指定管理業務の対象となる施設の名称及び所在地が限定されています。「下水道」とした場合、指定管理業務の対象範囲が、募集要項に記載された対象施設以外にも及ぶものと解釈される可能性があります。 本規定の対象は、募集要項に記載された対象施設に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、対象範囲を明確にするため、従来どおり「施設」と記載を変更していただけないでしょうか。	別紙3「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」5 指定管理の基準については、指定管理業務を実施するにあたって指定管理者が遵守すべき基本的な基準の概要を記載したものであり、指定管理業務の対象施設を規定するものではありません。 指定管理業務の対象施設は、貴見のとおり、募集要項に記載された施設となります。	
6	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 11 報告等の方法 (4) 月間委託状況報告、(5) 月間業務状況報告書、(6) 消耗・故障部品交換状況報告、(7) 小規模修繕報告書に、3月分は月末の提出期限と記載されています。 月末ではデータが揃いません。3 月末時点で入力可能なデータで一度提出させて頂き、データの集計が終了後、再提出する対応でよろしいでしょうか。	茨城県財務規則（平成5年3月31日茨城県規則第15号）に従い処理願います。	
7	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 11 報告等の方法 (11) レベル3 防災気象情報発表における状況報告書（様式11に従って、逐次提出）と記載があります。 (11) レベル3 防災気象情報発表における状況報告書とは、レベル3 大雨警報以上の警報が発表された際に状況報告するとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

8	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 11 報告等の方法 (10)支出状況報告書について「支出状況報告書(別に定める様式10に従って、四半期毎の業務完了後30日以内(ただし、第4四半期は年度末まで)に提出)」とあります。 電力料、ガス、水道料、通信料などの公共料金や指定管理者の運営に係る費用など年度末の3月31日では確定できません。3月末時点で入力可能なデータで一度提出させて頂き、データの集計が終了後、再提出する対応でよろしいでしょうか。	茨城県財務規則(平成5年3月31日茨城県規則第15号)に従い処理願います。	
9	別紙3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書 別表1 令和9年度 霞ヶ浦常南流域下水道 建設改良工事計画 「令和9年度霞ヶ浦常南流域下水道 建設改良工事計画」で計画している、工事名称「豊里ポンプ場特殊電源改築工事」とは、どのような工事なのか、ご教示ください。	豊里ポンプ場の直流電源装置(制御用、DC103V)の改築工事です。	
10	別紙3別添 仕様書関係様式一覧 様式一覧 別紙1-3 工事計画書は、別紙1-3 修繕計画書に該当すると思いますが、どちらの文書名が正しいかご教示ください	様式1別紙1-3本体に記載のある「修繕計画書」が正となります。	
11	別紙3別添 仕様書関係様式 別紙1-5 年度事業計画記載事項 (3)管理運営計画 3行目に記載されている下水道料金の計算業務計画については、当指定管理業務に該当しない項目と考えますがいかがでしょうか。	貴見のとおりです。指定管理業務の内容については、別紙3「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」、別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」及び関係資料に記載のとおりです。	

12	別紙5 霞ヶ浦常南流域下水道管理運営支出実績(見込) (令和4年度～令和8年度) 直接経費 修繕費 運営支出実績(見込)額に記載されている修繕費は1件あたり250万円未満(税込)の修繕と推察されます。 運営計画書の策定にあたり、過去5年間の250万円以上(税込)から400万円未満(税込)の修繕件数ならびに総額を可能であれば開示願います。 また、修繕に要する全体額は増額すると思われますが、どの程度の金額を想定しているかご教示ください。	過去5年間に於いて、250万円以上400万円未満の修繕工事を単体で県が発注した実績は以下のとおりです。 令和3年度：1件 3,575,000円 なお、引き続き緊急的な故障や不具合への対応として、250万円以上400万円未満の修繕が発生する可能性はあり、件数としては年間で3～4件程度を想定しております。	
13	別紙6-2 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その2) 1 変更対象費用(1) 精算対象 才特別損失 特別損失の内訳として、①消石灰、②空間線量測定、③焼却灰処分費などを計上してよろしいでしょうか。その場合、特別損失にあたる焼却灰処分費用の単価及び量をご提示願います。	①消石灰、②空間線量測定、③焼却灰処分費については、いずれも特別損失へ計上しないこととします。	
14	別紙6-3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に係る運用(その3) 1 減額対象事例(事象例)には、言葉の定義や日数、期間等の基準が定められておりません。基本協定締結後、貴県との協議により定められるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
15	別紙6-3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に係る運用(その3) 1 減額対象事例(事象例)の「合理的理由のない工期遅延の発生」の工期遅延の対象となる事象をご教示ください。	指定管理業務に係る事故等が発生し、その影響により工期遅延が発生した場合等を想定しています。	

16	別紙 6-3 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理料の変動に係る運用 (その3) 1 減額対象事例(事象例)の「管理業務基準未達」とは、別紙 7 標準仕様書 6 業務要求水準(1)放流水質基準 イ 管理基準の未達と解釈してよろしいでしょうか。同様に、1 減額対象事例(事象例)の「法定放流水準未達」とは、別紙 7 標準仕様書 6 業務要求水準(1)放流水質基準 ア 法令等基準の未達と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
17	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 3 指定管理業務の範囲 (1) 施設の運転管理・監視 キ 管渠施設の巡視点検業務 の記載について 管渠施設の巡視点検業務とは、現在実施している A 点検の業務内容との認識でよろしいでしょうか。	「管渠施設の巡視点検業務」の詳細については、別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 4 (5) 幹線弁類等の点検・清掃等及び別紙 7 別添 2 「保守点検概要」に記載のとおりです。	
18	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 3 指定管理業務の範囲 (1) 施設の運転管理・監視 キ 管渠施設の巡視点検業務 の記載について 従来の「幹線管渠」を「管渠施設」という表記に変更されております。これにより、点検・維持管理の対象範囲が従来より広がる、または縮小する等、具体的な業務範囲の違いがあればご教示ください。	指定管理業務の対象施設については、別紙 3 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」 3 対象施設に記載の施設となります。 点検・維持管理等の業務の詳細については、別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 4 (5) 幹線弁類等の点検・清掃等及び別紙 7 別添 2 「保守点検概要」に記載のとおりであり、その対象範囲については現行と同様を想定して記載しています。	

19	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 3 指定管理業務の範囲 (1) 施設の運転管理・監視 ツ その他施設を維持管理していく上で必要な業務 次のものは除く。 ・電気設備の点検業務 と記載されています。 『受変電設備、自家発電設備、計装設備、監視制御装置、遠方監視制御装置及び直流電源設備等』の点検は、貴県が別途発注する委託業務という認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
20	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (4) 処理場・ポンプ場等の小規模修繕「設備の機能を維持するために必要な小規模修繕で、(中略) なお、自社施工の場合は、材料支給とする。」と記載があります。 自社施工の場合で人工や時間がかかる場合や困難な修繕もあることから「なお、簡易な部品交換などの自社施工の場合は、材料支給とします。」へ変更いただけないでしょうか。	指定管理者が、配置人員の中で実施する小規模修繕については、原則材料支給の取り扱いとします。 なお、本取り扱いは、これにより難しい場合に、指定管理者から県に対して協議を申し入れることを妨げるものではありません。	
21	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (5) 幹線弁類等の点検清掃 エ マンホール蓋及び周辺状況(埋設管路の地上部分含む)の確認・応急処置を月 1 回、マンホール蓋の開閉状況及び内部(地上からの視認可能範囲)の確認を年 2 回実施。の記載について。 「ただし、私有地等の点検困難箇所については除く」と追記いただけないでしょうか。	原則、別紙 3「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務基本仕様書」3 対象施設中「幹線管渠」に記載された施設の全てが当該業務の対象施設となります。 なお、現場条件等により、仕様書等に記載の方法での指定管理業務の実施が困難な場合には、個別の事例毎に指定管理者と県で協議を行い、その対応を決定することとなります。	
22	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (5) 幹線弁類等の点検・清掃等 ア 幹線流量計の記録用紙の交換及び簡易点検・清掃。 イ 幹線流量計に異常が生じた場合における現地等調査。の記載について。 ア・イで幹線流量計の記載がありますが、霞ヶ浦常南流域下水道には、幹線流量計が設置されていないとの認識です。当該記載は誤記であり、本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

23	別紙7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (7) 業務記録及び報告 ア (イ)に記載されている「総括責任者」は、「業務責任者」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 また、同項では、業務日報に「総括責任者の印」が必要とされていますが、近年、押印を廃止する方向で見直しが進められていることを踏まえ、業務日報への押印を不要とすることについて、ご検討いただけますでしょうか。	貴見のとおり、別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」中「総括責任者」は、「業務責任者」に読み替えてください。 なお、押印については業務責任者の確認欄を設けることでの代替も可とします。	
24	別紙7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (16) その他 イ 甲が実施する調査・工事の際の現地での協力「甲が実施する管渠調査、施設調査、増設及び改築修繕工事、点検整備などの現場施工の際、運転の切り替え作業や現地の人員配置などが必要な場合は、甲に協力すること。」 また、同標準仕様書 15 甲が実施する工事等に関する協力等「乙は、(中略) その他必要な協力をしなければならない。」と記載があります。 これらは、同様の内容であるとの理解でよろしいでしょうか。また、「協力すること」と「協力をしなければならない」との表現の違いについて、その趣旨をご教示いただけないでしょうか。	別紙7「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」中、4 (16) 及び 15 については、いずれも県が実施する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等に対して、指定管理者に協力義務があることを規定するものであり、その趣旨に差異はありません。	

25	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 4 指定管理業務の内容 (16) その他 イ 甲が実施する調査・工事の際の現地での協力 甲が施工する工事等については、発注前に乙と工事内容、時期等についての協議をお願いします。 また、仕様書の記述を以下のように変更できないでしょうか。 「甲が工事や修繕その他の管理行為及び調査研究等（以下“工事等”という）を行う時、その工事等により乙の指定管理業務に影響を与えると考えられる場合には、甲は事前に乙に通知するとともに、必要に応じて協議を行う。」	別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 4 (16)については、県が実施する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等に対して、指定管理者に協力義務があることを規定するものであり、当該業務における指定管理者と県の協議の実施体制等を具体的に規定するものではありません。 同仕様書 25 の記載に則り、県は、実施工事等の態様及び指定管理業務への影響等の個別事案を勘案して、必要に応じ指定管理者に対して通知・協議を行います。	
26	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 15 甲が実施する工事等に関する協力等の記載について、本文の前後に下記を追加していただけないでしょうか。 甲は処理場やポンプ場の運転管理等に影響を与えると思われる工事を施工する場合は、事前に乙に工事概要、スケジュールなどを通知するものとし、乙は甲から通知を受けた場合は、甲が施工する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、施設の運転への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事の立会、その他必要な協力をしなければならない。この際、特別な費用が発生した場合の費用負担については、甲乙協議するものとする。	別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 15 は、県が実施する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等に対して、指定管理者に協力義務があることを規定するものです。 当該義務の履行にあたり、著しい追加費用等が生じ、指定管理者と県との間で合意した指定管理料が不相当となった場合には、「霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例）」第 5 条第 3 項の規定により、指定管理料の変更を申し出ることができます。	
27	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 16 適正な管理運営「設備の管理運営は、標準的耐用年数を満足させるとともに、標準的耐用年数を経過しても能力を発揮できるよう保守点検等に配慮して運転管理を行うこと。」と記載があります。 本文の次に下記を追加していただけないでしょうか。 「乙は標準耐用年数を経過した施設について、十分な保守点検をしても能力を発揮できないと判断する設備については、様式により甲に報告すること。」	別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 16 の記載については、設備の管理運営にあたって指定管理者が遵守すべき事項を規定するものです。 保守点検等により、規定の能力が発揮できないと判断される設備がある場合には、標準耐用年数の経過の有無に関わらず同仕様書 4 (1)の規定に基づき、様式 13「保守点検結果報告書」により、県へ報告してください。	

28	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 21 水質試験等実施に関する基準 (1) 試験項目及び頻度 ア 水質試験等 (エ) 4(6)イの試験方法に準じる方法による場合は、あらかじめ甲の了承を得るものとする。との記載について。 「あらかじめ甲の了承を得る」とは、事業計画書に試験方法を記載し、協定の締結をもって了承となるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
29	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 22 施設、設備及び物品の使用並びに管理等 (5) 指定期間中における水質分析機器等機能保持のための保守点検、修繕等は乙の責任と負担により行うこと。と記載があります。 「水質分析機器」とは、「【別紙 2】 備品・資産等一覧表」に記載されている分析機器が、対象機器との認識でよろしいでしょうか。 また、保守点検、修繕等に掛かる費用については、指定管理料(材料費、小修繕費)の精算対象との認識でよろしいでしょうか。	「水質分析機器」の詳細については、貴見のとおり「【別紙 2】 備品・資産等一覧表」に記載のとおりとなります。 また、不具合等の発生が指定管理者の責に帰する場合を除き、保守点検、修繕等に要する費用についても、原則その他の備品、資産と同様に材料費、小規模修繕費等の精算対象となります。	
30	別紙 7 霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書 22 施設、設備及び物品の使用並びに管理等 (6) 指定期間終了後には指定開始時の水質分析機器等の機能が保持されていることを、両者立会いの上確認し、甲に返却すること。この際に不具合が確認された場合には、乙の責任において点検修繕したうえで返却すること。と記載があります。 設備及び備品については、経年劣化による不具合も考えられるため、協議の場を設けていただけますでしょうか。	指定管理者が管理する施設、設備及び物品の維持管理にあたっては、別紙 7 「霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書」 6(3)維持管理水準が適用されます。 なお、経年劣化の認定等、細目については個別事案により、指定管理者と県で協議して定めることとなります。	
31	霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書(例) (法令等の連守) 第 7 条 とあります。 (法令等の連守) は(法令等の遵守)との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

32	霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例） （第三者による実施）第 12 条乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。ただし、委託については、1 件の設計金額（見積金額）が 200 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の場合は、協議を省略することができる。の記載について。 「1 件の設計金額（見積金額）が 200 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の場合は、協議を省略することができる」のは、委託だけで小修繕は対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
33	基本協定書（管理備品の取扱い） 第 17 条「乙は、指定管理料の範囲内において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができるものとする。この場合において、購入し、調達した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。」とありますが、指定管理料の範囲内とは、指定管理料で購入が予定されている備品について指定管理料に計上されていた場合との解釈でよろしいでしょうか。 収支計画に計上されていない備品を指定管理者が購入した場合は、別紙 6－2 霞ヶ浦常南下水道指定管理料の変動に関する運用（その 2）1 変更対象費用(3)その他の「その他特別な事情による変動（植栽管理面積増減、活性炭交換量等）の適用にあつては、その都度甲と乙で協議して決定するものとする。」とありますので、その他特別な事情による変動として、精算対象と理解しています。	指定管理料の範囲内とは、指定管理料から支出することを指し、事前の購入予定の有無に関わらず、指定管理者が指定管理料から支出して、購入、調達した備品、物品、財産については、種類を問わずその所有権は原則県に帰属します。 なお、所要の物品等の購入、調達に際して追加的費用が発生する場合には、別紙 6－2「霞ヶ浦常南下水道指定管理料の変動に関する運用（その 2）」及び「霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例）」第 5 条第 3 項の規定により、県と指定管理者で協議の上、個別事案を勘案して、精算等の対応を決定することとします。	

34	霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例） （不可抗力発生時の対応）第 24 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。の記載について。 最近の気候変動による大雨や大規模地震の発生状況を鑑みると、不可抗力が発生した場合、乙単独で不可抗力により発生する損害・損失等に対応するのは不可能と考えます。このため、「甲、乙が協力して不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力するものとする。」と変更していただけないでしょうか	「霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例）」第 24 条の規定は、指定管理施設の管理運営にあたり指定管理者が執るべき対応を規定するものであり、不可抗力に対して指定管理者が単独で対処しなければならない旨を規定するものではありません。 事故や災害等の緊急事態の発生時には同協定書第 19 条の規定に基づき、指定管理者と県で協議の上、対応にあたることとなります。	
35	霞ヶ浦常南流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例） 別記 1 「管理業務処理要領」（管理業務） 3 （4）庁舎及び施設の清掃 コ 気象情報予測の記載について。 「気象情報予測」との記載がありますが、当該記載については、本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
36	募集要項申請様式集（霞ヶ浦常南流域下水道）資料 3 霞ヶ浦常南流域下水道収支計画書（総括表）について。 電気料金に使用する各電気料単価及び再生エネルギー賦課金単価について、ご教示ください。	過去の実績等から単価や使用量を推測し、試算願います。	
37	募集要項申請様式集（霞ヶ浦常南流域下水道）資料 3 霞ヶ浦常南流域下水道収支計画書（総括表）について。 燃料費算出に使用する各燃料単価について、ご教示ください。	過去の実績等から単価や使用量を推測し、試算願います。	

38	募集要項申請様式集（霞ヶ浦常南流域下水道） 様式第2号（目次）と様式第2号（様式）において、下記のとおり項目名の文言に相違があります。事業計画書の作成に当たり、いずれの文言に基づき記載すればよいか、ご教示ください。 3(7) （目次） 薬品、燃料、消耗品、材料、電力、水道等の調達管理業務計画 （様式） 薬品、燃料、消耗品、材料、電力、水道等の調達または管理業務計画 4 （目次） サービス向上への取組み （様式） サービスの向上への取組み 4(3) （目次） 効率的かつ効果的な管理運営による経費節減に向けた取組み （様式） 効率的かつ効果的な管理運営を行い、管理経費の節減にむけた取組み	いずれの記載を採用しても差支えありません。	
----	--	------------------------------	--